

ニ、十六日以上の三十日以内 日給の三分の一
 ハ、八日以上の十五日以内 日給の半給
 ロ、四日以上の十日以内 日給の四分の一
 ト、一日以上の三日以内 日給の全給
 三、調剤料業ノ件
 母の調剤料業ノ件ニモハ期間ニ拘ル

全給ノ割合ハ全給ヲ支給ス

三、公費手當ノ件

ホ、一ヶ月以上一ヶ月未満ノ間は一日毎支給ス

ニ、六ヶ月以上一ヶ月未満ノ間は三十日分

ハ、三ヶ月以上六ヶ月未満ノ間は十二日分

ロ、二十日以上三十日未満ノ間は四日分

ト、調剤料業ノ件ニモハ之ヲ準ス

一、種別手當ノ件

並

ホ三十日以上ハ臨時之ヲ定ム

但シ休業日數ニ準ズ

四、時間ノ件

從來ノ制度ニ依リ工場ノ都合トス

五、定期昇給及年未賞與ノ件

イ、定期昇給一~~月~~及八~~月~~年二回

ロ、年未賞與毎年十二月

但シイ、ロ、共ニ最低額ヲ定メズ

技術ノ優劣及勤怠ノ點ヲ考慮シテ之ヲ行フ

六、爭議ニ關スル犠牲者ハ之ヲ出サズ

七、自己退職ニ依ル場合ハ正當ナル事由在スル時ハ協議ノ上之ヲ決

ス

但シ工場ノ自由採置ニ依ル

ヲ示シ勞資間ニ對シ訓々ト申述べタル結果同日午後五時四十分茲ニ

罷業以來十日間ヲ費シタル爭議無事解決シタ、